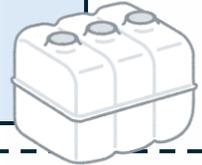


# 合併浄化槽に切り替えませんか？



環境にやさしい**合併浄化槽**に切り替える際に**補助金**が使えます！

なんで環境にやさしいの？

## 単独浄化槽

トイレの排水を浄化槽で処理。  
(台所やお風呂からの排水はそのまま排水溝へ・・・)



合併浄化槽は**すべての**排水を浄化槽で処理するため、よりきれいな水が排水溝に流れます！

排出される水が  
**8倍** きれい！

## 合併浄化槽

トイレと生活雑排水（台所などからの排水）を浄化槽で処理



補助対象者

単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併浄化槽に転換する人

補助対象地域

下水道法に基づく認可区域以外、農業集落排水事業の事業採択区域以外

※詳しくは収集業務課へお問い合わせください。

## 補助金額

たとえば、単独浄化槽から合併浄化槽（高度処理型）5人槽に転換する場合…

設置補助基準額：360,000円

単独転換費：180,000円

配管工事費：150,000円

計（補助金額）：**690,000円**



補助金額は設置する浄化槽の種類・規模により異なります。詳細は市ホームページをご確認ください。



## 補助の対象となるもの

- 設置補助基準額：浄化槽本体の価格
- 単独等転換費：単独浄化槽またはくみ取り便槽からの合併浄化槽への転換の費用
- 配管工事費：宅内の配管工事の費用
- N10型設置費：より処理能力の高い浄化槽を設置する場合
- 放流水処理装置設置費：放流水処理装置を設置する場合の設置費用（上限1/3）

## 必要書類等

- ・ 設置場所案内図（地図の写し等）
  - ・ 浄化槽設置届出書の写し
  - ・ 浄化槽概要書の写し及び構造図
  - ・ 配置配管図
  - ・ 見積書の写し
  - ・ 全浄連による登録証の写し、管理表、保証登録証
  - ・ 工事請負契約書の写し
  - ・ 既設の単独処理浄化槽等の概要と転換計画を示した書類
  - ・ 土地及び建物の所有者を証する書類
  - ・ 住民票の写し
- ※放流水処理装置を設置する場合は別途書類が必要です



## 申込受付期間

4月1日から12月28日※まで  
※ただし、閉庁日の場合はその前日

★受付期間中でも、予算に達した時点で受付を終了します。

お問い合わせ先はこちら

千葉市収集業務課浄化槽班  
TEL：043-245-5251  
FAX：043-245-5477

# 手続きの流れ

事前  
にやること

- ・ 補助対象になるのかを収集業務課浄化槽班に確認  
(補助対象区域なのかなどをお調べします。)
- ・ 工事事業者を選定  
(千葉県に登録または届出のある業者をお選びください。)

工事前  
にやること

- ・ 浄化槽設置届出の提出
- ・ 補助金交付申請書の提出  
(12月28日までに申請ください。)
- ・ 市より、「補助金交付決定通知書」を受領

工事着工 ※2月20日までに着工

着工後  
にやること

※工事着工は「補助金交付決定通知書」を受領してから

- ・ 中間検査の受検  
(市の職員が工事現場に立ち会います)

工事完了

工事後  
にやること

- ・ 実績報告書の提出  
(3月15日までにご提出ください。)
- ・ 完了検査の受検  
※完了検査後、市から「補助金額確定通知書」が送付されます
- ・ 補助金交付請求書の提出

必要添付書類

- ・ 工事費請求書又は領収書の写し
- ・ 浄化槽施工結果報告書の写し
- ・ 設置工事の写真
- ・ 既存浄化槽の転換状況の写真
- ・ 一括契約を締結したことを  
証する書類の写し

補助金受領